

【別紙】

1 当事者の概要

- (1) 申立人総合サポートユニオン（以下「組合」という。）は、肩書地に事務所を置く、個人加盟型のいわゆる合同労組であり、本件申立時の組合員数は約150名である。
- (2) 被申立人株式会社アドバンテスト（以下「会社」という。）は、肩書地に本店を置く、半導体の品質・性能・信頼性を保証する装置の開発及び販売などを業とする株式会社であり、本件申立時の従業員数は約7,000名である。

2 事件の概要

平成28年9月頃、会社は、内閣府が26年度から30年度にかけて実施していたプロジェクト（以下「本件プロジェクト」といい、同プロジェクトのメンバーを「本件プロジェクトメンバー」という。）に参画し、会社の従業員であるX1は、本件プロジェクトメンバーの一員となった。

令和元年8月8日、組合は、会社に対し、X1の組合加入を通知するとともに、団体交渉の申入れを行い、同日以降、組合と会社とは、本件プロジェクト期間中におけるX1の時間外労働などの事項について断続的に団体交渉を行った。

6年1月22日、組合が、会社に対し、平成29年4月から30年6月までの間に、X1以外の本件プロジェクトメンバーが勤務時間外に送信したメールについて、①業務に関連するものについては、⑦本件プロジェクトのマネジメントを担当していたZ1が送信先に含まれている件数及び④資料が添付されている件数の回答、②添付資料の有無、差出人、件名及び送信日時の一覧表の提供などを求める（以下、上記①及び②の要求事項を「本件組合要求」という。）旨を記載した文書を送付し、団体交渉の申入れを行ったところ、令和6年2月28日、会社は、X1以外の本件プロジェクトメンバーが勤務時間外に送信したメールの件数については回答を行うものの、本件組合要求には応じない旨の回答を行った。

3月1日、組合と会社とは、本件組合要求などの事項について団体交渉（以下「本件団体交渉」という。）を行った。

3 主文の要旨 <棄却>

本件申立てを棄却する。

4 判断の要旨

- (1) 本件団体交渉では、主に本件組合要求に関する協議が行われていたところ、会社は、本件組合要求を拒否する理由として、要旨、①X1以外の本件プロジェクトメンバーは組合の組合員ではなく、Z2、Z3及びZ4の就労状況は義務的団交事項に該当しないこと、②X1以外の本件プロジェクトメンバーが送信したメールの業務関連性の判断や、添付資料の作成時期の確認が困難であることを挙げていた。

- (2)ア 上記(1)①の理由について、非組合員である労働者の就労状況も、組合員の就労環境に関わるものとして義務的団交事項に当たり得るものではあるが、組合は、本件プロジェクトメンバーの業務、就労状況が相互に密接に関連すると主張するにとどまり、本件プロジェクトメンバーの就労状況が組合員の労働条件とどのように関連しているのかを具体的には説明していないところ、本件プロジェクトメンバー相互の連絡状況によれば、平成29年4月及び5月にZ2、Z3及びZ4が勤務時間外に送信したメールのうち、X1が宛先に含まれていたものは、組合の主張によってもそれぞれ4月が30件中2件、5月が53件中18件であり、必ずしも多数であったとまではいい難いこと、本件組合要求及び本件団体交渉の時点において、本件プロジェクトは既に終了していること、本件プロジェクトメンバーにX1以外に組合の組合員が存在しないことを考慮すると、会社が、本件組合要求

を拒否する論拠として、自らの認識に基づいて、X 1 以外の本件プロジェクトメンバーの就労状況は義務的団交事項に該当しないことを挙げたことには、相応の理由があったものと認められる。

加えて、会社は、本件団体交渉以前に、㊦ X 1 以外の本件プロジェクトメンバーが勤務時間外に送信したメールの件数について、組合からの対象期間の延長要求にも応じた上で回答を行っていたこと、㊧ 組合からの調査要求事項について本件プロジェクトメンバーにヒアリングを行い、その結果を回答し、団体交渉における合意事項を履行するなどの対応を執っており、会社は、X 1 以外の本件プロジェクトメンバーの就労状況の調査について、組合の要求に一定程度応じた対応を執っていたといえる。

イ 上記(1)㉔の理由について、会社は、令和 5 年 11 月 28 日の団体交渉において、X 1 以外の本件プロジェクトメンバーが勤務時間外に送信したメールの業務関連性の判断について、同メールの送信件数と異なり、メール本文については、確認すること自体に一定の技術的困難や工数が伴う旨を述べており、本件団体交渉においても、本件組合要求を拒否する根拠として送信メールの業務関連性の判断や添付資料の作成時期の確認は困難である旨を述べていたところ、本件組合要求の対象期間が本件組合要求の時点から 6 年以上前のものであることからすると、会社が、本件組合要求を拒否する論拠として送信メールの業務関連性の判断や添付資料の作成時期の確認は困難であることを挙げたことには、相応の理由があったものと認められる。

(3) 上記(2)のほか、本件プロジェクトメンバー間の連絡状況について、組合は、平成 29 年 4 月及び 5 月に Z 2、Z 3 及び Z 4 が勤務時間外に送信したメールのうち、X 1 が宛先に含まれていた件数を把握していたことからすると、本件団体交渉の時点で、X 1 は、29 年 4 月から 30 年 6 月までに Z 2、Z 3 及び Z 4 が勤務時間外に送信したメールのうち、X 1 の業務に関連する可能性のあるメールについて一定数を保有しているとみるのが相当であり、実際に、組合は、令和 5 年 11 月 28 日の団体交渉において、Z 4 のメールの写しを会社に提示して調査を依頼しているのであるから、本件組合要求について、必ずしも団体交渉を進展させるために会社が対応する必要性が高かったとまではいえない。

一方で、本件組合要求は、11 月 28 日の団体交渉の終了に際して当事者間で合意した会社の確認事項には含まれておらず、当事者間で本件組合要求について協議を行ったのは本件団体交渉が初めてであり、必ずしも本件組合要求に関する協議が尽くされたとはとはいえないこと、過去の団体交渉において、Z 1 の団体交渉出席の要否を巡る協議を行った結果、Z 1 の団体交渉出席の条件について当事者間で一定の合意が成立したことが認められ、また、前記(2)アのとおり、会社は、X 1 以外の本件プロジェクトメンバーの就労状況が義務的団交事項に当たらないという見解を維持しつつも、一定程度組合の要求に応じた対応を執っていたといえる。

そして、組合は、本件団体交渉の終了に当たり、再度団体交渉の申入れを行うことを示唆していたにもかかわらず、本件団体交渉以降に組合が団体交渉の申入れを行った形跡がみられない一方で、会社は、本件団体交渉において、組合との団体交渉を継続する姿勢を示していたと評価することができる。

(4) 以上のとおり、会社が、本件組合要求に応じられない根拠として、義務的団交事項に当たらないことや、送信メールの業務関連性の判断、添付資料の作成時期の確認が困難であることを挙げたことには相応の理由が認められ、その中で、会社は、組合の要求に一定程度応じた対応を執り、組合との団体交渉を継続する姿勢を示していたことからすると、本件団体交渉における会社の対応は、不誠実な団体交渉には当たらない。

5 命令書交付の経過

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 申立年月日 | 令和5年12月22日 |
| (2) 公益委員会議の合議 | 令和7年7月15日 |
| (3) 命令書交付日 | 令和7年9月3日 |